特定非営利活動法人SSAI協会定款

第１章 総　則

（名　称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人SSAI協会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

（目　的）

第３条　この法人は、広く一般市民を対象として、障がい者スポーツの認知度向上を狙いとした障がい者スポーツの一般市民参加型のイベントの開催、障がい者のスポーツ環境の整備、競技力向上のためのトレーナーと理学療法士で連携したトレーニング事業、障がい者を学校や自治体、様々な団体に派遣し、理解・健全育成事業を行い、障がい者の方への理解を深め、全ての人が生きやすい街づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)社会教育の推進を図る活動

(2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(3)子どもの健全育成を図る活動

(4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)地域参加型のイベント開催による障がい者スポーツ普及事業

(2)障がい者アスリートが競技を続けていく上で必要な資金の募金事業

(3)障がい者スポーツのレベル向上のためのトレーニング事業

(4)その他目的を達成するために必要な事業

第２章 会　員

（種　別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入　会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

３　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を

　　もって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退　会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第３章 役　員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　３人以上７人以内　　　　　　　　　　　(2) 監事　１人

２　理事のうち１人を理事長とし、１人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が

　　１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の

　　総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職　務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序に

よって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

　　(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

　　(2) この法人の財産の状況を監査すること。

　　(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

　　　若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。

　　(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

　(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

　　２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又 は現任者の任期の残存期間とする。

　３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員、社員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 常勤理事の報酬と常勤社員の給料は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支給するものとする。

4 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、死亡により退任した者についてはその遺族に支払う

ものとする。

5 常勤理事の退職慰労金の額は在職1月につき、退職の日におけるその者の報酬月額に支給係数0.27を乗じて得た額とする。

6 前5項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章 会　議

（種　別）

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更　　　　　　　　　　　　　　(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名　　　　　　　　　　　　　　(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算　　　　　　　　　　　(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬　　　　　　　　　　(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法 (10)解散における残余財産の帰属先

　(11) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(12) 事務局の組織及び運営　　　　　　　　　(13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　通常総会は、毎年１回開催する。

　２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

　(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の２分の１以上から会議の目的を記載した書面より招集の請求があったとき。

　(3) 監事が第15条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する.

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の

少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第27条　総会の議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は

表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

２　 理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

３　 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

　　電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条　理事会の議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

　２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する

ことができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　　(1) 日時及び場所

　　(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

　　(3) 審議事項

　　(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

　　(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章 資　産

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の区分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第６章 会　計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２ 　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は

　　　　権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

２ この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

３　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合　併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第54条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

　　２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第55条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第56条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑　則

（細　則）

第57条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　　長　田　洋　平

副理事長　田 中　寛 人

理　事　　宗　像　陣

監　事 　横 関 真

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定に関わらずこの法人の

　　成立の日から平成32年6月30日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定に関わらずこの法人の成立の日から

　　平成32年3月31日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定に関わらず設立総会の

　　定めるところによる。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定に関わらず次に掲げる額とする。

(1)入会金　正会員（個人・団体）0円　賛助会員（個人・団体）1口1,000円 団体については100口以上とする。

(2)年会費　正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）1口5,000円 団体については 24口以上とする。

（1口以上）